

## 拙速な個人情報保護法改正案の国会提出に慎重な検討を求める 意見書

地方自治体が保有する個人情報の範囲や取り扱い方法は、自治体ごとに条例で規定している。また、日本の個人情報保護法制においては、国の立法に先行して地方自治体が条例を制定してきた。

個人情報の取り扱いにおいては、個人の権利を保護する側面と公共の利益のために利活用する側面があり、両立を図るためには慎重な判断と十分な合意形成が求められる。そのため地方自治体の条例には、要配慮個人情報に対しての独自規定や、個人情報の外部提供やオンライン結合に当たっては審議会に意見聴取するなど、それぞれの自治体の状況に応じた様々な工夫がされている。

そうした中、政府は、自治体毎に個人情報の保護や運用の異なることが情報共有の支障になるとし、全国共通のルールで規定するための個人情報保護法改正案を2021年の通常国会に提出しようとしている。

こうした国の方針に対し、自治体側では、個人データの広範な利活用に道を開く個人情報保護法制の一元化に慎重な姿勢をとってきた。改正案の検討に当たって、自治体の意見を聴取するために「地方公共団体の個人情報保護制度に関する懇談会」が設置され、最後となった本年7月3日開催の第4回懇談会では「実務的論点の整理に向けて」という方向性に対して、自治体からは懸念と異論が相次いだ。

懇談会の打ち切り後も、全国市長会は「データ利活用に向けた課題の認識に国レベルや民間サイドと温度差がある」ことから「地方公共団体の意見を十分に聞きながら、混乱が生じないよう慎重に検討を進めること」等、4項目を要請し（9月7日「個人情報保護制度 見直しに関する検討会」）、全国市議会議長会は「個人情報保護については、国の法律より自治体の条例が先行した経緯もある自治体が納得できる形で丁寧な進め方をしてほしい」との趣旨の要請を行っている（10月13日「地方六団体と総務大臣の意見交換会」）。

よって狛江市議会は政府に対し、個人情報保護法改正案の2021年の通常国会への拙速な提出を見直し、自治体の意見を十分に聞いた上で慎重に検討を進めるよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和 2 年（2020 年）12 月 22 日

東京都狛江市議会  
令和 2 年 12 月 22 日 原案否決